

平成21年全国消費実態調査における民間開放の取組について

平成20年10月
総務省統計局

1 経緯等

- 公共サービス改革基本方針（平成19年12月閣議決定）等に基づき、総務省所管の指定統計調査のうち地方公共団体を經由して実施しているものについては、「地方公共団体における民間開放の着実な実施を可能とするために必要な措置を講じる」とされている。
- これに基づき、平成19年度は、「就業構造基本調査」及び「全国物価統計調査」、平成20年度は「住宅・土地統計調査」及び「個人企業経済調査」について、地域単位で実査の民間開放が可能となるよう、統計法施行令の改正等の環境整備を実施。その結果、19年度の就業構造基本調査においては、越前市が実査の民間開放を実施。
- 平成21年度は、「全国消費実態調査」を実施することから、これまでの越前市における民間開放の取組状況等や、統計委員会、民間事業者、地方公共団体等の動向を踏まえながら、当該調査の民間開放の取組の方向について整理するもの。

2 取組の方向

(1) 基本的な考え方

- ・越前市の実施結果から、地域単位の実査の民間開放については、一定の条件が整えば、質の確保を図りつつ実施自治体における業務負荷の軽減（効率化）に寄与し得ることが判明。
- ・他方、実際の所要経費や民間事業者からのヒアリング結果等を踏まえると、今後とも地域単位の実査の民間開放を確実に見込める状況にあるとは言い難い。
- ・このため、今後の民間開放（民間事業者の活用）の実施に当たっては、これまでの方式にとどまらず、民間事業者の創意工夫により調査の質の向上・効率化が見込める業務の民間開放について、幅広く検討することとしている。
- ・なお、検討に当たっては、統計委員会の「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という）に関する中間報告（20年10月）や年末に予定されている最終答申との整合性にも留意することとしたい。

（備考）「公的統計の整備に関する基本的な計画」に関する中間報告（抄）

第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項 1 効率的な統計作成

(2) 民間事業者の活用

イ 取組の方向性

「郵送による実査」業務、「照会対応」業務等の民間事業者が優れたノウハウやリソースを持つ業務については、積極的に民間事業者を活用する。

一方、「調査員による実査」業務については、現時点の民間事業者の履行能力を勘案し、事業者における調査員の確保方法、調査員の能力・経験、調査員の指導・管理体制等の実情を的確に把握した上で、活用の可能性を十分に検討する。その際、特に、国の統計調査の母集団フレームの提供を目的とした調査（注1）や調査結果が政府の経済財政運営の重要な基礎資料として利用されている調査（注2）に係る「調査員による実査」については、民間事業者の活用の可能性を慎重かつ十分に検討する。（以下略）

（注1）別表において、「国勢調査」及び「経済センサス」が該当するとされている。

（注2）別表において、「労働力調査」、「小売物価統計調査」及び（「家計調査」）が該当するとされている。

(2) 具体的な取組

①全国消費実態調査の内容

調査の内容については、統計委員会への諮問・答申を経て決定（諮問は11月10日を予定）。諮問予定の内容は以下のとおり。

○調査期間

- ・ 2人以上世帯 21年9月、10月、11月の3か月間
- ・ 単身世帯 21年10月、11月の2か月間

○調査地域

- ・ 全市及び全国の約220町村

○調査対象

- ・ 甲調査（家計簿、耐久消費財調査票、年収・貯蓄等調査票、世帯票）約56,800世帯
- ・ 乙調査（家計簿、個人収支簿）約700世帯

○調査事項

- ・ 収入・支出に関する事項
- ・ 年間収入に関する事項
- ・ 貯蓄現在高及び借入金残高に関する事項 等

②民間開放（民間事業者の活用）の取組

a) 単身世帯調査への民間モニター方式の導入

- ・ 調査の実施が困難な若中年世帯を対象に、民間事業者の運営するモニターを活用した調査を導入予定。
- ・ 調査対象世帯は約1,600世帯であり、国に事務を一旦引き上げた上で、一括して民間事業者へ委託（参考：19年就調の越前市の調査対象世帯は825世帯）。

b) 電子調査票を用いたオンライン調査の実施

- ・ 電子調査票の設計について、民間の専門業者に委託予定。

c) コールセンターの設置

- ・ 調査に関する国への照会対応について、民間のコールセンター業者に委託予定。

d) 地域単位での実査の民間開放

- ・ 越前市の事例で民間事業者が実際に使用した経費や民間事業者からのヒアリング結果等を踏まえると、今後とも地域単位の民間開放を確実に見込める状況にあるとは言い難いものと考えられる。
- ・ 一方、承認統計調査の事例ではあるが、国の調査員調査の実査業務を受託した者の中には、調査会社と物流業者が共同会社を設立して業務を実施しているものが見られるなど、新たなビジネスモデルが出現している。
- ・ このようなビジネスモデルがどのような「質」や「効率性（コストパフォーマンス）」を実現するのかについては、（20年10月から実施しているため）未知数であり、今後の動向を見極める必要があるものの、今後とも新たなビジネスモデルの出現がありうることを念頭に置いた対応が必要であると考えられる。
- ・ 以上の点を踏まえると、地域単位での実査の民間開放を実施するための環境整備については、慎重な対応が必要であると考えられるが、調査関係の大手4社からのヒアリングにおいて、受託の可能性を全面的に否定することがなかったことや新たな民間のビジネスモデルの出現についてあらかじめ予測することは困難であること等を勘案すると、環境整備を実施しない方向とすることは困難であると考えられる。

<参考>

全国消費実態調査の実査を民間開放する場合の課題

○全国消費実態調査の困難性

- ・調査項目が家計の収入・支出、貯蓄現在高など多岐にわたり、かつプライバシーに関わるものであること、調査期間が長いこと（2人以上世帯の場合3ヶ月間連続）等から、調査協力を得るための訪問回数が他の周期調査と比較してかなり多いなどの状況がみられる。また、このような状況の中で、100%近い回収率を実現している。
- ・大手4社からのヒアリング結果によると、このような調査については、同様の高い回収率を実現することはできない、又は実現できるか分からないとのことであった。

○大都市や広域で実施する場合の「実査」の効率性

- ・一般に、調査員調査は、調査員が調査客体である世帯や事業所に出向いて、相対で調査票を渡し回収するもの。
- ・大手4社からのヒアリング結果によると、調査は官と同様の手法を用いて実施することとしており、特別な形のビジネスモデルの提示はなかった。
- ・以下に掲げる費目については、大都市や広域で実施することにより若干の効率化が期待できるとのことであった。

（大都市）

- 調査員の募集に要する経費
- 調査員説明会のための会場借上費
- 社員の現地滞在費

（広域）

- 社員人件費
- 調査員説明会開催等準備業務
- 調査物件の印刷

○地方公共団体の懸念

- ・全都道府県及び調査対象予定である約1,000市区町村に対し、8月中下旬にアンケートを送付して意見を聴取した。その結果によると、依然として、昨年同様以下のような指摘があり、全体として慎重な対応となっている。
- 民間事業者の円滑な確保が困難（越前市の例から落札額と実行経費の隔たりを問題視）
- 調査客体との信頼関係に与える影響を懸念（民間事業者に委託することについて、調査客体から不安の声が上がっている）

等